**履　　歴　　書　（監事用）**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日作成

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| フリガナ |  | 印 |  |
| 氏　名 |  |
| 生年月日 | 昭和・平成　　　　年　　月　　日（満　　歳） | 性別 |  |  |
| 住　所 | 〒 　　　　　　　　電話　 （　　　） |

 《現職》※職歴とは別に記入してください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 勤　務　先 | 在　職　期　間 | 職 務 内 容 | 役　職 |
|  | 年　月　日～　　現在 |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

 《職歴》

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 勤　務　先 | 在　職　期　間 | 職 務 内 容 | 役　職 |
|  | 年　月　日　～　年　月　日 |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

《他法人役員及び評議員経歴》　　（他法人の兼務状況）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 勤務先 | 在　職　期　間 | 職 務 内 容 | 役　職 |
|  | 年　月　日～　　現在 |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

他法人役員及び経歴については、職歴とは別記すること。

《その他兼務職務》　　（役員以外で民生委員　・　任意団体等の役員歴）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 職　務 | 在　職　期　間 | 職 務 内 容 | 役　職 |
|  | 年　月　日～　現在（現任中） |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

《資格・免許》

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名　称（種　別） | 登録年月日及び登録番号 | 取扱機関 |
|  | 年　　月　　日 | № |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

《他の役員との関係》※下記の(1)に該当する場合に記載。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏　　　　名 | 関　係(具体的に) | 氏　　　　名 | 関　係(具体的に) |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

(1)　監事のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある場合に記載。

【参考：厚生労働省令（社会福祉法施行規則第２条の１１）】

法第４４条第７項に規定する各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者は、次に掲げる者とする。

一　当該役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

二　当該役員の使用人

三　当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

四　前二号に掲げる者の配偶者

五　第一号から第三号までに掲げる者の三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

六　当該理事が役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人。以下この号及び次号において同じ。）若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の監事の総数の当該社会福祉法人の監事の総数のうちに占める割合が、三分の一を超える場合に限る。）

七　当該監事が役員若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（当該監事及び当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の監事の合計数の当該社会福祉法人の監事の総数のうちに占める割合が、三分の一を超える場合に限る。）

八　他の社会福祉法人の理事又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉法人の評議員及び役員の合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限る。）

九　第２条の７第８号に掲げる団体の職員のうち国会議員又は地方公共団体の議会の議員でない者（当該団体の職員（国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者を除く。）である当該社会福祉法人の監事の総数の当該社会福祉法人の監事の総数のうちに占める割合が、三分の一を超える場合に限る。）